

無人航空機の型式認証・機体認証の検査（無人航空機登録検査機関）よくある質問（FAQ）
（2025 年 6 月 10 日現在）

1. 無人航空機の型式認証・機体認証にかかる制度に関する質問

番号	質問	回答
1-1	機体認証とは何でしょうか。	機体認証は、無人航空機の強度、構造及び性能について、設計、製造過程及び現状が安全基準に適合するか検査し、安全性を確保するための認証制度です。
1-2	機体認証は無人航空機の機体登録と異なる制度なのでしょうか（同じなのでしょうか）。	機体認証は無人航空機の機体登録と異なる制度です。機体登録は、事故発生時などにおける所有者把握等を目的とした制度で、原則として屋外で無人航空機を飛行させる全ての無人航空機（重量が 100g 以上のもの）に義務付けられています。機体認証は、機体登録を受けた無人航空機を対象に安全基準に適合することを認証する制度です（自動車の登録（ナンバープレート）と自動車検査証（車検）が無人航空機の機体登録と機体認証にそれぞれ相当します）。機体登録に関しては、本会ではお答えできかねますので、 国土交通省のホームページ をご確認いただき、国土交通省の無人航空機ヘルプデスク（03-5539-0352）までお問い合わせ願います。
1-3	機体認証を受けた無人航空機でないと飛行させることはできないのでしょうか。	無人航空機は、航空法の規定により、機体認証を受けた無人航空機を使用して、無人航空機操縦士技能証明を有する操縦者が操縦する場合を除き、人口集中地区の上空や空港周辺などの空域で飛行させたり、夜間や目視外などの方法で飛行させたりすること（特定飛行）が原則として禁止されています（一部の特定飛行を行うためには、さらに航空局の許可・承認が必要です）。ただし、機体認証がなくても国の許可・承認を受ければ飛行可能となります（許可承認が不要となる飛行等の制度は 国土交通省のホームページ をご確認ください。）。詳細については、本会ではお答えできかねますので、国土交通省の無人航空機ヘルプデスク（03-5539-0352）までお問い合わせ願います。
1-4	第一種機体認証と第二種機体認証の違いは何でしょうか。	第三者上空の特定飛行（カテゴリーⅢ飛行）を行う無人航空機を対象としたものが第一種機体認証であり、これは国で検査を行うこととなります。 一方で、第三者の立入りを管理する措置を講じた（第三者上空以外の）空域での特定飛行（カテゴリーⅡ飛行）を行う無人航空機を対象としたものが第二種機体認証であり、これは国だけでなく、登録検査機関においても検査可能となります。

無人航空機の型式認証・機体認証の検査（無人航空機登録検査機関）よくある質問（FAQ）
（2025 年 6 月 10 日現在）

1-5	型式認証とは何でしょうか。	型式認証は、型式（モデル）の設計及び製造過程が安全基準（強度、構造及び性能の適切性）及び均一性基準（製造等業務の適切性）に適合するかを検査し、認証する制度であり、主にメーカーが量産する無人航空機を対象とした制度です。 型式認証を受けた型式の無人航空機については、機体認証の際に機体毎に行う設計、製造過程及び現状検査の全部又は一部が省略されます。
1-6	型式認証と機体認証の有効期間は何年でしょうか。	型式認証に関しては、第一種及び第二種ともに3年となります。 機体認証に関しては、第一種は1年、第二種は3年となります。 いずれも有効期間終了後も引き続き認証を維持するためには更新検査が必要となります。
1-7	機体認証の申請で要求される無人航空機飛行規程・無人航空機整備手順書等の書類は、どのように入手すればよいのか。	無人航空機飛行規程・無人航空機整備手順書等の書類はメーカー等が国土交通省航空局の監督の下で最新版を管理しています。このため、本件については、メーカーや機体の購入先等にお問い合わせ頂ければ幸いです。
1-8	メーカーから購入済みの機体の型式認証書を欲しいのですが、どこからどういう手順でいただけるのでしょうか。	機体認証の検査では、検査者は航空法の規定に基づき、個々の機体に対し型式認証を受けたものである旨の表示がなされているかを確認します。そのため機体認証にあたって型式認証書は不要です。型式認証書は国土交通省からメーカー等に対し交付されるものになりますので、国土交通省又はメーカー等にお問い合わせください。

無人航空機の型式認証・機体認証の検査（無人航空機登録検査機関）よくある質問（FAQ）
（2025 年 6 月 10 日現在）

2. 無人航空機の型式認証の検査に関する質問

番号	質問	回答
2-1	ClassNK において対応可能な型式認証の検査は何でしょうか。	本会では、第二種型式認証の検査を行うことが国から認められています。なお、第一種型式認証の検査に関しては国で実施することとなります。
2-2	ClassNK において第二種型式認証の検査を受けたいのですが、どのようにすればよいでしょうか。	① 本会において第二種型式認証の検査をご希望の場合には、申請に先立って、検査のスケジュールや費用の見積もり等に関し事前に本会と調整されることを推奨します。 ② 国土交通省に対してドローン情報基盤システム（DIPS2.0）を通じて本会での検査を希望する旨を添えて型式認証の申請を提出してください（これを受けて、国土交通省から本会に対し検査が依頼されます）。 ③ 本会に対し検査実施に関する規約に合意する旨の検査申込書の提出と基本手数料の納付を受けて検査を開始します。
2-3	ClassNK において第二種型式認証の検査を受ける場合の検査手数料はいくらでしょうか。	検査を受けようとする型式の無人航空機の設計及び製造過程並びにその基準への適合性を証明する方法に応じて、想定される検査内容や回数が異なります。これらにより具体的な検査手数料は変わりますので、事前に本会にご相談願います（国が検査を行う場合の検査手数料とは異なります）。なお、当初想定していたよりも検査が必要となった場合には、追加で検査手数料が必要となることがありますので、あらかじめご承知おき願います。
2-4	ClassNK における第二種型式認証の検査内容をどのようなもののでしょうか。	型式認証を受けようとする型式の無人航空機について設計及び製造過程が安全基準及び均一性基準に適合するか検査することとなります。主な流れは以下のとおりです。 ① 設計の検査 設計について、書面（図面・解析）や実地（試験立会等）により検査 ② 製造過程の検査 工程及び品質管理体制が設計通り製造できることを書面や実地により検査 ③ 現状の検査 1 機について設計・製造過程に従って適切に実現されていることを検査 具体的な検査内容については、

無人航空機の型式認証・機体認証の検査（無人航空機登録検査機関）よくある質問（FAQ）
（2025 年 6 月 10 日現在）

		・国土交通省通達「無人航空機の型式認証等における安全基準及び均一性基準に対する検査要領」 ・国土交通省通達「無人航空機の型式認証等の手続き」 ・国土交通省ガイドライン「無人航空機の型式認証等の取得のためのガイドライン」 をご確認願います。国土交通省ホームページよりダウンロード可能です。
2-5	第二種型式認証の検査にはどのような書類が必要となりますか。	第二種型式認証の申請にあたっては、航空法令に基づき、①設計計画書、②設計書、③図面目録、④設計図面、⑤部品表、⑥製造計画書、⑦型式の均一性が確保されることを証する書類、⑧仕様書、⑨無人航空機飛行規程、⑩無人航空機整備手順書、⑪無人航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類、⑫参考事項を記載した書類（安全性を確保するための管理の計画など）が必要となります。 これらに加え、安全基準及び均一性基準への適合性を証明するために必要な解析書、試験方案、試験報告書、製造管理要領などの書類も必要となります。 ①～⑫の文書及び一部の試験方案等の記載例は国土交通省ホームページに掲載されていますので必要に応じてご活用ください。
2-6	第二種型式認証の安全基準及び均一性基準はどのようなものがありますか。	第二種型式認証の検査で適合性を証明すべき安全基準及び均一性基準は、国土交通省通達「無人航空機の型式認証等における安全基準及び均一性基準に対する検査要領」に示すとおりとなります。国土交通省ホームページよりダウンロード可能です。
2-7	ClassNK において第二種型式認証の検査を受ける場合に要する期間はどのくらいになるのでしょうか。	検査を受けようとする型式の無人航空機の設計及び製造過程並びにその基準への適合性を証明する方法に応じて、想定される検査内容や回数が異なります。これらにより検査に要する期間は変わりますので、事前に本会にご相談願います。なお、当初想定していたよりも検査が必要となった場合には、更に期間が必要となることがありますので、あらかじめご承知願います。
2-8	第二種型式認証を受けた型式の無人航空機に関し、設計や製造過程を変更する場合にはどのようにすればよいのでしょうか。	第二種型式認証を受けた型式の無人航空機に関し、設計や製造過程を変更する場合には、その変更について国土交通大臣の承認が必要となり、国又は登録検査機関の検査を受けることとなります。その検査の手続きについては、型式認証の新規検査に準じて実施することとなります。

無人航空機の型式認証・機体認証の検査（無人航空機登録検査機関）よくある質問（FAQ）
（2025 年 6 月 10 日現在）

2-9	第二種型式認証を更新するにはどのようにすればよいでしょうか。	第二種型式認証の有効期間は3年であり、その後も継続するためには更新のために国又は登録検査期間による検査を受けることとなります。その検査の手続きについては、型式認証の新規検査に準じて実施することとなります。
2-10	外国製の無人航空機についても型式認証の検査を受けることはできますか。	外国製の無人航空機についても型式認証の検査を受けることはできます。この場合、当該外国メーカー（又は当該外国メーカーから委任を受けた者）が申請・検査手続きを行うこととなります。
2-11	型式認証の検査を受けたいのですが、ドローン情報基盤システム（DIPS2.0）の手続きはどのようにすればよいでしょうか。	国のシステムの手続きに関しては、本会ではお答えできかねますので、国土交通省の無人航空機ヘルプデスク（03-5539-0352）までお問い合わせ願います。

無人航空機の型式認証・機体認証の検査（無人航空機登録検査機関）よくある質問（FAQ）
（2025 年 6 月 10 日現在）

3. 無人航空機の機体認証の検査に関する質問

番号	質問	回答
3-1	ClassNK において対応可能な機体認証の検査は何でしょうか。	本会は、型式認証を受けた型式の無人航空機に対する第二種機体認証の検査を行うことが国から認められています。また、型式認証を受けたメーカー等が製造・整備点検したものを対象として書類検査をすることとなっています。 具体的には、新たに第二種機体認証を受けようとする場合の検査（新規検査）にあつては、型式認証を受けた型式の無人航空機のうち、 ①航空の用に供していない（新品の）もの ②航空の用に供した（使用済の）ものについてはメーカー等が整備・点検したもの（メーカー等による検査合格書等が必要） を対象としています。 これらに加え、更新検査もメーカー等が整備・点検したものを対象に実施できます。
3-2	ClassNK において第二種機体認証の検査を受けたいのですが、どのようにすればよいのでしょうか。	本会は、型式認証を受けた型式の無人航空機に対する第二種機体認証の検査を行うことが国から認められています。機体認証の申請を国土交通大臣に行っていただく際に希望検査機関として本会を選択してください。 型式認証を受けていない型式の無人航空機について機体認証を受けたい場合には、国土交通省航空局にお問い合わせください。
3-3	ClassNK において第二種機体認証の検査を受ける場合の検査手数料はいくらでしょうか。	本会では、型式認証を受けた型式の無人航空機に対する第二種機体認証の検査を行うことが国から認められています。検査手数料は新規（新造機）が 2,800 円、更新及び新規（中古機）7,400 円です。
3-4	無人航空機が型式認証を受けているかどうかはどのようにして判別できるのでしょうか。	型式認証については、登録検査機関が検査を行う場合であっても最終的に国が認証を行います。国土交通省ホームページをご確認ください。 また、型式認証を受けた型式の無人航空機については、航空法の規定により、メーカー等は個々の無人航空機に型式認証の表示をすることが義務付けられています。このため、この表示の有無によっても判別可能となっています。

無人航空機の型式認証・機体認証の検査（無人航空機登録検査機関）よくある質問（FAQ）
（2025 年 6 月 10 日現在）

3-5	機体認証の検査を受けようと考えていますが、ドローン情報基盤システム（DIPS2.0）の手続きはどのようにすればよいでしょうか。	国のシステムの手続きに関しては、本会ではお答えできかねますので、国土交通省の無人航空機ヘルプデスク（03-5539-0352）までお問い合わせ願います。
3-6	第二種機体認証の検査では、申請する無人航空機に対する条件や制限等はあるのでしょうか。	本会においては、第二種機体認証の検査は、型式認証を受けた型式の無人航空機に限って実施することが国土交通省航空局から認められています。型式認証を受けていない型式の無人航空機について機体認証を受けたい場合には、国土交通省航空局にお問い合わせください。

無人航空機の型式認証・機体認証の検査（無人航空機登録検査機関）よくある質問（FAQ）
（2025 年 6 月 10 日現在）

4. その他の質問

番号	質問	回答
4-1	無人航空機の飛行に関する規制内容や飛行の許可・承認等の手続きについて教えて頂けないでしょうか。	無人航空機の飛行に関する規制内容や飛行の許可・承認等の手続きに関しては、本会ではお答えできかねますので、 国土交通省のホームページ をご確認頂くか、国土交通省の無人航空機ヘルプデスク（03-5539-0352）までお問い合わせ願います。
4-2	ドローン情報基盤システム（DIPS2.0）の手続きはどのようにすればよいでしょうか。	国のシステムの手続きに関しては、本会ではお答えできかねますので、国土交通省の無人航空機ヘルプデスク（03-5539-0352）までお問い合わせ願います。
4-3	無人航空機の操縦ライセンスの試験について教えて頂けないでしょうか。	無人航空機の操縦ライセンスの試験に関しては本会の 無人航空機操縦士試験のサイト をご覧ください。か、お手数料をおかけしますが、無人航空機操縦士試験機関ヘルプデスク（050-6861-9700）までお問い合わせ願います。